平成２１年（フ）第３６４号
静岡県三島市徳倉1000番地の13　遠藤ハイツＢ－１Ｅ、前住所静岡県三島市徳倉４丁目19番９号　キャトルセゾンＢ－101
債務者　西村みゆき
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第５３６号
愛知県江南市山尻町本丸西161番地
債務者　大坪　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第５３７号
盛岡市浅岸３丁目７番21号　旭201号
債務者　田中　　実
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５１１号
盛岡市西見前15地割78番地１　アーバンレジェンドＡ202号
債務者　佐々木智博
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５１８号
岩手県岩手郡雫石町柿木54番地５
債務者　髙橋　康典
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５５１号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字向山３番地274
債務者　工藤三紗子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５５４号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口414番地21
債務者　島崎　一美
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５５８号
岩手県八幡平市叺田105番地34　ヨシタカコーポ２階Ｄ号室
債務者　松井　幸子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５６７号
岩手県八幡平市大更第19地割６番地66　大更ニュータウン
債務者　松浦　靖子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３７８号
愛知県稲沢市松下２丁目11番26号
債務者　鈴木　壽明
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５７３号
福島県岩瀬郡天栄村大字高林字三本松１番地５号棟
債務者　阿部　隼人
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８０３号
京都市山科区北花山大林町91番地19
債務者　本田　武司
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８０４号
京都市山科区北花山大林町91番地19
債務者　本田たき子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７３号
京都市下京区西七条石井町36番地　ハイツ幸洋201号
債務者　島田　貴宏
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４１号
京都市伏見区深草大亀谷岩山町116番地　ハイメッカ岩山101
債務者　平塚こと　伊藤三千代（旧姓指原）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１５１号
京都市南区東九条石田町９番地１
債務者　木村浩蔵こと　李　　浩藏
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３７号
京都市南区吉祥院仁木ノ森町31　ベルフラン祥島橋605号、住民票上の住所京都市右京区嵯峨天龍寺造路町８番地　ｆｌａｔ福本103号
債務者　福田　和宏
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係